

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知：2021年1月12日（火）までに個別通知
➤ 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 20 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 36 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 16 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 8 点
- （計 100 点）

類似業務	復興計画策定に係る各種業務
対象国／類似地域	ネパール／南アジア地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

2015年4月25日、ネパール国の首都カトマンズ北西約77キロ（ゴルカ郡）を震源とするM7.8の地震が発生し、その後続いた余震の影響と併せて、死者8,702人、負傷者22,303人、全壊家屋約50万戸、半壊家屋約26万戸の甚大な被害が生じた。

JICAは2015年から2019年にかけて、被災地域の早期復旧・復興、そしてより災害に強い国および社会の形成を支援するべく、「ネパール地震復旧・復興プロジェクト（The Project on Rehabilitation and Recovery from Nepal Earthquake、以下「RRNE」という。）」を実施した。同プロジェクトでは、Build Back Better（以下、「BBB」という。）実現のための首都強靱化、被災した地方二郡の復興にかかる計画策定、および住民の短期的な生活再建ニーズに配慮した優先緊急復旧事業（Quick Impact Projects）の実施など、ネパールの復興に係る一連のプロセスを包括的に支援してきた。

震災直後から復興の旗振り役を担ってきた National Reconstruction Authority（復興庁、以下「NRA」）は2021年にも解体される予定であるが、震災直後の緊急的な復旧フェーズを脱した現地では、復興の地固めのための課題が未だ多く残る。これまでに復興庁は被災したハードインフラの再建に注力してきており、住民の生計や生業の再生、コミュニティの強靱化等のソフト面のBBBへの支援は手付かずのままである。また、特に社会的弱者を中心とした生活再建の遅れや、復興からの取り残しといった包摂性の観点からの課題も散見されている。これらの復興ニーズに適切にアプローチするためには、ニーズの正確な把握はもちろんのこと、自治体の政策や予算との関連付けを行うため、各自治体の各種計画文書に復興事業を含めていくことが重要であるが、現時点でのそれらの取組は限定的である¹。

ネパールでは2015年の新憲法制定によって連邦制が導入されたことに伴い、連邦・州・地方の三層構造が政府体制に導入され、新たに統廃合の上で設置された753の地方政府（293都市、460村）が地方行政の中心的な役割を担うこととなった。これらの地方政府は、新憲法およびLocal Government Operation Act（LGOA）に基づき、中期計画や年間計画等の作成を担っており、現在も各自治体で開発計画の策定が進められている。

上記の状況を踏まえ、本プロジェクト（「参加型地方復興プロジェクト」（The Project on Participatory Rural Recovery、以下「PPRR」と言う））は、

¹ RRNEが策定した2郡の復興計画は、本来、連邦制の導入に合わせて新しい自治体構成に沿って分割・再整理の上、活用されることが望ましいが、現時点でそのような取り組みは行われていない。また、地方自治体は防災法（Disaster Risk Reduction and Management Act, 2017）に基づき、「地方防災計画」を策定することが定められているが、現時点で策定状況は全自治体の半数に満たず、実施面における予算等との整合性も全般的に低い状況にある。

2段階方式の技術協力プロジェクトとして2019年9月に開始した。現在、プロジェクトは詳細計画策定調査（1段階）の最終段階にあり、年内にも本格協力を開始予定である。

プロジェクト全体の協力の主眼は大きく三点ある。一つは上記の中期計画や年間計画に復興の視点を加えるべくネパール政府のガイドライン（National Planning Commission（国家計画委員会、以下NPC）が配布している”Local Level Plan Formulation Guideline”）の見直しを行うこと、二つ目は実際の中期計画や年間計画の策定段階において、各自治体で住民参加型の計画プロセスが実現するよう、能力強化を行うこと、そして三つ目は、策定された計画に含まれるプロジェクトの実施やモニタリングのために、住民の主体性と共助を促すメカニズムを提案することである。

上記の取り組みの結果、本プロジェクトを通じて、復興から開発への移行期における計画策定と予算付けが確実に行われ、また幅広い住民の復興ニーズが中期計画、年間計画の両方に反映され、現場レベルでの効果的な実施につながるプロセスの構築を目指す。

本プロジェクトの主たるカウンターパート機関は2015年の震災後に設置されたNRAである。NRAは、災害後5年を経て、2021年に解散するため、NRAは本プロジェクトを国家減災庁（National Disaster Risk Reduction and Management Authority、以下「NDDRMA」とする）に引き継ぐ意向である。

本専門家は、本プロジェクトの中でも、特に対象4自治体における中期計画及び年間計画の策定支援と、当該ガイドラインの見直し案の作成支援を行うことを目的として派遣する。

7. 業務実施上の留意事項

（1）プロジェクトの状況

現在、プロジェクトは個別専門家2名（「プロジェクトリーダー／復興計画」、「業務調整／地方復興」）、業務実施専門家1名（「地方行政」²）、ローカルコンサルタント5名が着任し、2段階方式の技術協力プロジェクトとして詳細計画策定調査および一部活動を実施中である（但し、新型コロナの流行により、個別専門家は一時帰国し、現地活動は遠隔で実施中）。本専門家は、自律的に自身の業務工程・進捗の管理を行いつつ、大きな業務方針等の検討時は、必ず上記の個別専門家やJICA社会基盤部担当職員と相談し、また随時情報共有・協力・連携をして、業務を実施すること。

² PDMに照らした実施監理・実績管理支援、「参加型復興モデル」形成支援、各種計画にあるプロジェクトの実施段階におけるプロセス形成支援等を担う。

(2) パイロット自治体³の選定と計画策定業務

本プロジェクトのパイロット自治体は、シンドパルチヨーク郡とゴルカ郡で Urban Municipality と Rural Municipality (各 1 自治体) を選定済みであり (計 4 自治体)、各拠点について、本専門家は中期計画策定・年間計画策定の支援を行う⁴。これらの計画策定業務は、本専門家及び別途プロジェクトが備上するローカルコンサルタントチームが中心的に取り組むこととし、必要に応じて本専門家から、個別専門家等にも協力の要請を出すこととする (ローカルコンサルタントチームの詳細については、「8.業務の内容」の通り)。

(3) ガイドラインの見直し支援業務

本専門家の業務であるガイドラインの見直し支援にあたっては、NRA だけでなく、NPC や Ministry of Federal Affairs and General Administration (連邦総務省、以下 MoFAGA) 等との合意形成・連携に留意すること。また、ガイドラインの見直し業務については、個別専門家等が全体的な工程や分担等について主導する予定であることから、本専門家は個別専門家からの依頼等も踏まえ、計画策定業務から得られた知見等を見直し案に効果的に反映できるよう業務に取り組むこと。

(4) 現地渡航計画

本業務では、3 回の現地渡航を想定する。各現地渡航での作業想定は以下のとおり。「8. 業務の内容」も参照のこと。

① 準備業務／国内業務 (遠隔) : 2021 年 1 月下旬～

新型コロナウイルスの流行状況を踏まえ、国内作業を予定している。よって、本専門家はプロジェクトが契約するローカルコンサルタントチームと連携の上、対象 2 自治体の中期計画策定支援、4 自治体の年間計画準備支援 (研修等)、そしてガイドライン見直しのためのレビュー等を遠隔で行う。

② 第 1 回現地渡航 (第二次現地業務) : 2021 年 5 月以降

現地に渡航し、2 自治体の中期計画最終化支援、4 自治体の年間計画策定支援、ガイドライン見直し方針 (初版) の協議を行う。現地業務後、国内作業として、現地業務のフォローを遠隔で行う。

³ プロジェクトのパイロット自治体では、次の活動を実施する : ①中期計画の策定 (復興の視点の追加)、②年間計画の策定支援、③年間計画に含まれる復興事業の実施支援

⁴ シンドパルチヨーク郡 : Chautara-Sangachowkgadhi Urban Municipality/Helambu Rural

Municipality、ゴルカ郡 : Palungtar Urban Municipality/Barpak-Sulikot Rural Municipality

③ 第2回現地渡航（第三次現地業務）：2021年10月以降

残り2自治体の中期計画策定支援、ガイドライン最終化支援、各種ワークショップ開催支援などを行う。

④ 第3回現地渡航（第四次現地業務）：2022年5月以降

第2回現地渡航で対応した2つの自治体の中期計画最終化、全4自治体の年間計画策定支援（2年目）、ガイドラインの見直し方針（第二版）の協議を行う。現地業務後、国内作業として現地業務のフォローを遠隔で行う。またこれまでの協力・活動の成果・効果の発現状況、課題・教訓・提言等の取りまとめを行う。

(5) カウンターパート機関との調整状況

本専門家が従事する業務内容に関し、現時点でのプロジェクトとネパール政府の調整状況にかかる留意事項は、下記の通り。

- ・ NPC作成“Local Level Plan Formulation Guideline”への本プロジェクトを通じた復興分野の追加について、NRA、NDRRMA、NPC、MoFAGAともに原則支持。追加の方法や、様式等について引き続き協議。
- ・ 4自治体のうち、ゴルカ郡のバルパック市については、Provincial Center for Good Governance（州グッドガバナンスセンター、以下PCGG）⁵が2020/21年度にガンダキ州（第4州）内の自治体に対して行う中期計画策定支援（財政面・技術面の両方）の対象自治体に選定されることが決定した。本専門家は、同策定プロセスに参画し、復興計画にかかる部分の研修や計画策定支援を行う。
- ・ 4自治体のうち、ゴルカ郡のパロンタール市については、既に中期計画を策定済みだが、復興計画を内包するものに見直す意向を持っており、本専門家はそのプロセスを支援する。
- ・ 残る2自治体については、今年度は管轄PCGGによる支援が得られないことから来年度以降の策定支援を想定する（形態としては、バルパック同様に、PCGGの全体的な計画策定支援に付随する復興計画策定部分の支援を想定）。

⁵ ネパール政府が開発パートナーの支援を受けて実施するセクタープログラムである Provincial and Local Governance Support Programme（州・地方ガバナンス支援プログラム、以下PLGSP）が各州に設置する施設。

(6) 本専門家の活動に関するプロジェクト内での調整状況

本専門家の着任前までの準備として、プロジェクトでは、下記の準備を実施予定である。本専門家はこれらの活動の進捗について把握の上で対応すること。

- ・ 中期計画策定／年間計画策定に復興の観点を加えた場合の想定プロセスにかかる NRA、NDRRMA、NPC、MoFAGA 等との大枠合意。本専門家は同想定プロセスに基づき業務を行うこととする。
- ・ 本専門家と共に業務に従事するローカルコンサルタントチームの備上（中期計画・年間計画策定にかかる専任コンサルタントチーム）⁶
- ・ PCGG によるバルパック市中期計画策定のスケジュールや、本専門家との業務連携にかかる方法の整理

8. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や、今後調査団員として派遣される予定の JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る専門家業務を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 第1次業務（第一次国内業務、2021年1月下旬～4月）（43日間）

① 準備作業

- ・ 復興計画策定に係る既存の文献・法令・制度、関連する事業等の報告書、中央政府・地方政府の政策・計画等、専門家業務に必要な当該国情報の収集・分析・内容把握を行う。また、JICA の類似案件の成果、課題、教訓等を把握する。
- ・ ネパールにおける地方自治体の中期計画・年間計画・地方防災計画策定にかかる法律、政府ガイドライン、現行の策定プロセス、策定事例、更新予定の災害復興枠組（Post disaster Recovery Framework: PDRF）、復興進捗状況等の情報収集及び分析。
- ・ 活動内容及び実施体制に関するブリーフィングを直営の個別専門家等から受け、現地の具体的な実施体制を整理する。
- ・ ワークプラン①（英文）を作成する。対象は第1次から第4次業務までを対象とする。発注者による確認ののち、提出する。

⁶ 当該ローカルコンサルタントチームは復興計画策定の専門性を有する人材を含むものとする。備上期間は、一般的に計画策定に必要とされる月数を毎年満たすものとする。業務実施にかかるロジスティクス等の面においては、既存契約のローカルコンサルタントからもサポート予定。

② 担当分野にかかる下記の業務を行う：

ア. 中期計画の策定支援（ゴルカ郡バルパック市、パロンタール市）

- ・ 対象 2 市にかかる組織・現状分析、2 市の中期計画策定にかかる詳細スケジュール策定（バルパック市は新規策定、パロンタール市は既存の中期計画への復興要素の追加）、カウンターパートや PCGG との方針合意、2 市向けの中期計画策定にかかる研修実施（復興担当）⁷、2 市向けの中期計画策定支援

イ. 年間計画策定支援（4 自治体）

- ・ 対象 4 市にかかる組織・現状分析、4 市の年間計画策定にかかる詳細スケジュール策定、カウンターパートと方針合意、シンドパルチョーク 2 市向けの復興計画にかかる研修実施支援⁸、4 市の年間計画策定準備支援

ウ. NPC ガイドライン整備支援

- ・ ネパールにおける計画策定・防災・復興にかかる法制度分析、現行 NPC ガイドラインレビュー、中期計画・年間計画策定の想定プロセスレビュー、NPC ガイドライン整備・普及スケジュールおよび様式検討支援（防災計画とのデマケーション検討含む）

(2) 第 2 次業務

① 国内準備作業（2021 年 4 月～5 月）（3 日間）

- ・ 第 1 次業務からの進捗の把握、発注者及び専門家との打ち合わせ
- ・ 第 2 次業務以降の全体業務を対象とするワークプラン^②（英文）を作成し、発注者による確認ののち提出する。

② 第二次現地業務（2021 年 5 月～7 月）（48 日間）

担当分野にかかる下記の現地業務を行う：

ア. 中期計画の策定支援（ゴルカ郡バルパック市、パロンタール市）

- ・ 対象 2 市に渡航し、中期計画の最終化にかかる支援を行う

⁷ バルパック市については PCGG が主催する研修の開催支援・登壇を想定。パロンタール市についてはプロジェクトが開催準備から当日まで実施。プロジェクト内では本専門家とローカルコンサルタントが主導するが、適宜直営の個別専門家からもサポート予定。

⁸ バルパック・パロンタールは「ア. 中期計画の策定支援」の中で復興計画の研修を実施済みのため、残る 2 市に対して追加的に実施。

イ. 年間計画策定支援（4自治体）

- ・ 対象4市に渡航し、年間計画の策定支援を行う
- ・ 4市の村、ワード等での取組状況も調査し、円滑に進んでいる点や次年度に向けた課題等を抽出する

ウ. NPC ガイドライン整備支援

- ・ 初年度の中期計画・年間計画の策定状況を踏まえ、ガイドライン見直しの方針についてカウンターパートらと協議し、直営の個別専門家が整理する見直し案作成を支援する。

エ. カウンターパートと JICA 事務所への報告

- ・ 上記の現地業務結果について、簡易様式（英文）を用いてカウンターパートと及び JICA 事務所に報告を行う。

③ 帰国後整理期間（2021年8月～9月）（11日間）

- ・ 第2次業務結果報告書（和文）を発注者に提出し、報告する。
- ・ 中期計画策定結果にかかるフォロー及び残り2市の策定に向けた準備業務
- ・ 年間計画策定にかかるプロセスの遠隔支援
- ・ NPC ガイドライン見直し案（初版）の作成支援
- ・ ガイドライン普及／経験共有ワークショップ開催準備

（3）第3次業務

① 国内準備作業（2021年9月～10月）（3日間）

- ・ 第2次業務からの進捗の把握、発注者及び専門家との打ち合わせ
- ・ 第3次業務以降の全体業務を対象とするワークプラン③（英文）を作成し、発注者による確認ののち提出する。

② 第三次現地業務（2021年10月～12月）（31日間）

担当分野にかかる下記の現地業務を行う：

ア. 中期計画の策定支援（シンドパルチヨーク郡チョータラ市、ヘランブ市）

- ・ 対象2市にかかる組織・現状分析、2市の中期計画策定にかかる詳細スケジュール策定（いずれの市も新規策定）、カウンターパートや PCGG との方針合意、2市向けの中期計画策定にかかる研修

実施（復興担当）⁹、2市向けの中期計画策定支援

イ. NPC ガイドライン整備支援

- ・ NPC ガイドライン見直し案（初版）の最終化支援

ウ. ワークショップ開催

- ・ 4自治体間の参加型復興「経験共有」ワークショップ開催、登壇
- ・ 他自治体も含む参加型復興「普及」ワークショップ開催、登壇
（いずれのワークショップに関しても、本専門家は開催準備及び登壇等の内容面での支援を行い、経費について見積もりに含める必要はない）

エ. カウンターパートと JICA 事務所への報告

- ・ 上記の現地業務結果について、簡易様式（英文）を用いてカウンターパート及び JICA 事務所に報告を行う。

③ 帰国後整理期間（2022年1月～2月）（14日間）

- ・ 第3次業務結果報告書（和文）を発注者に提出し、報告する。
- ・ 中期計画策定の遠隔支援
- ・ NPC ガイドライン見直し案（初版）の最終化フォロー

（4）第4次業務

① 国内準備作業（2022年3月～4月）（3日間）

- ・ 第3次業務からの進捗の把握、発注者及び専門家との打ち合わせ
- ・ 第4次業務以降の全体業務を対象とするワークプラン④（英文）を作成し、発注者による確認ののち提出する。

② 第四次現地業務（2022年5月～7月）（48日間）

担当分野にかかる下記の現地業務を行う：

ア. 中期計画の策定支援（シンドパルチヨーク郡チョータラ市、ヘランブ市）

- ・ 対象2市に渡航し、中期計画の最終化にかかる支援を行う

⁹いずれの市についても PCGG が主催する研修の開催支援・登壇を想定。

イ. 年間計画策定支援（4自治体）

- ・ 対象4市に渡航し、年間計画の策定支援を行う
- ・ 4市の村、ワード等での取組状況も調査し、円滑に進んでいる点や次年度に向けた課題等を抽出する。

ウ. NPC ガイドライン整備支援

- ・ 今年度の中期計画・年間計画の策定状況を踏まえ、ガイドライン見直し（第二版）の方針についてカウンターパートらと協議し、直営の個別専門家が整理する見直し案作成を支援する。

エ. カウンターパートと JICA 事務所への報告

- ・ 上記の現地業務結果について、簡易様式（英文）を用いてカウンターパートと及び JICA 事務所に報告を行う。
- ・ 最終渡航となるため、報告内容には今後に向けた提言を含める。

③ 帰国後整理期間（2022年8月）（4日間）

- ・ NPC ガイドライン見直し案（第二版）の最終化フォローを行う。

(5) 共通事項

- ・ 本専門家の業務にあたっては、プロジェクトが備上する専任のローカルコンサルタントチームがつく予定であり、本専門家は同チームと密に情報共有を行いつつ、連携して上記専門家業務を行うことが求められる。
- ・ 本分野にかかる JICA の協力は、2015 年のネパールの震災を契機として開始されたものの、本プロジェクトで支援対象とする「復興」の概念は、必ずしもその災害種を震災だけに限るものではない点に留意¹⁰。
- ・ JICA が別途実施する技術協力プロジェクト「カトマンズ盆地強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト」では、「地方防災計画策定ガイドライン」及び「事前準備・緊急対応計画ガイドライン」の災害リスク削減計画部分を更新し、カトマンズ盆地内の自治体の計画能力強化及び防災事業実施促進を支援する予定である。同プロジェクトと比較し、本プロジェクトは、より広範かつ長期的な復興（復興から開発への移行過程）を扱うものであるが、必要なデマケーシ

¹⁰ ネパール政府は「国家災害リスク管理削減戦略実施計画 2018-2030」において、想定される災害種として地震、地滑り、洪水、吹雪、雪崩、氷河湖決壊、森林火災、気候変動リスク（干ばつ、落雷、強風、熱波、寒波）、感染症を挙げており、本プロジェクトはこれらの災害からの「参加型復興」に資するガイドラインやメカニズム構築に取り組む。

ヨンの整理や、プロジェクト間での情報共有や連携による相乗効果の発現に留意すること。

- ・ プロジェクト従事期間中、PDMの進捗を測るため、担当業務にかかる実績値等の提供を直営の個別専門家から求められた場合には、ローカルコンサルタントと協力の上、提供する。
- ・ 本プロジェクトでは、年度毎に進捗報告書（和文）を作成予定である。2020年度は詳細計画策定調査結果として現在作成中だが、2021年度以降は毎年11月を目処に作成予定であるため、本専門家は担当業務について各次の業務結果報告書の内容も活用しつつ作成に協力すること（本専門家の記載分量は毎年5-10ページほどを想定）。
- ・ 本業務従事期間中に、最低3回、プロジェクトの公式HPの記事案（和文）を作成し、提出すること。記事には、現地で肖像権上承諾を得て撮影した写真を2-3枚添付すること。

9. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン（第1～4次業務時・英文）
 - 各業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成する。
 - 体裁は簡易製本とし、電子データをJICA社会基盤部及びネパール事務所へ送付する。
 - 部数：英文8部（JICA社会基盤部（1部）、JICAネパール事務所（1部）、C/P（6部））
- (2) 現地業務結果報告（簡易・英文）
 - 第2～4次現地業務後の帰国前に、数枚程度を目安として作成する。
 - 電子データをJICA社会基盤部及びネパール事務所へ送付する。カウンターパートやネパール事務所へ報告する際は、印刷出力してホチキス止めとする。
- (3) 現地業務結果報告（和文）
 - 第2～4次現地業務後に、3週間以内を目処に作成する。
 - 体裁は簡易製本としてJICA社会基盤部に提出し、電子データをJICA社会基盤部及びネパール事務所へ送付する。
 - 部数：和文4部（JICA社会基盤部（1部）、JICAネパール事務所（3部））
- (4) 業務完了報告書
 - 2022年8月19日（金）までに提出し、報告する。
 - 体裁は簡易製本としてJICA社会基盤部に提出し、電子データをJICA

社会基盤部及びネパール事務所に送付する。

- 部数：和文 4 部（JICA 社会基盤部（1 部）、JICA ネパール事務所（3 部））

(5) その他

- 本プロジェクトの直営専門家が中心となってとりまとめる年次のプロジェクト進捗報告書（2021 年度・22 年度共に第二四半期を予定）に関し、担当業務に関連した部分の執筆に協力する（5-10 ページ程度）。
- プロジェクト公式 HP のプロジェクトニュース案の作成（3 点以上）

10. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒カトマンズ⇒日本を標準とします。

11. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2021 年 5 月～7 月の 48 日間、同 10 月～12 月の 31 日間、及び 2022 年 5 月～7 月の 48 日間を予定しています。

② 現地での業務体制

- ア) 復興計画（個別専門家）
- イ) 地方復興（個別専門家）
- ウ) 地方行政（業務実施コンサルタント）
- エ) 開発計画策定支援／参加型復興プロセス支援（本専門家）
- オ) ローカルコンサルタント 5 名（中央レベル／Gender and Social Inclusion／ゴルカ郡／シンドパルチヨーク郡／総務）
- カ) ローカルコンサルタントチーム（今後備上予定・計画策定専任）

③ 便宜供与内容

JICA ネパール事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舍手配：あり

- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通 訊 備 上：英語⇄ネパール語にローカルコンサルタントが対応
- オ) 現地日程のアレンジ:アポイント取り付けが必要となる場合がありますが、プロジェクトのローカルコンサルタントが支援します。
- カ) 執務スペースの提供:プロジェクトオフィス内の執務スペース又は JICA ネパール事務所の会議室を提供予定（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム (imgge@jica.go.jp 又は Kitamatsu.Yuka@jica.go.jp) にて配布します。
 - ア. プロジェクトの PDM（暫定案）
 - イ. ネパール国防災法
 - ウ. ネパール国防災規則
 - エ. Local Level Plan Formulation Guideline (NPC ガイドライン)
 - オ. Guidelines on Planning and Budget Formulation of the Local Level 2017 (MoFAGA の年間計画策定ガイドライン、但し NPC ガイドライン配布前に暫定的に配布されたもの)
 - カ. パロンタール市中期計画
 - キ. パイロット 4 自治体の各種計画策定にかかる意向（ヒアリング結果）
- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。
 「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染拡大状況に鑑み、一部業務について国内業務に振り替えて遠隔で実施することになる可能性があります。

以上